

第9章 水防施設及び輸送

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 市内の水防倉庫における備蓄資器材基準は次のとおりである。

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器 材	スコップ	丁	20	資 材	杭木(長0.6~1m末口5~9cm) 又は鉄筋杭(径16mm以上)	本	300
	掛矢	〃	5		土のう袋	袋	500
	ペンチ	〃	5		ビニールシート	枚	60
	おの	〃	5		縄(110~140m/巻)	巻	20
	鋸	〃	5		鉄線(#10)	kg	20
	鎌	〃	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)程度	袋	50

(備考)

- 1 上記の他、水防工法上必要な資機器材若干量も備蓄しておくこと。
- 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。
- 4 仮水防倉庫にも適用する。

2 水防資材取扱要領

- (1) 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。
- (2) 資材の受払いについては、帳簿へ常に記入しておかなければならない。

3 水防倉庫

水防本部長は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要に応じて各地区に水防倉庫及び水防資材を設置し、一定基準の水防資材を常時備蓄しておくものとする。

倉庫名	所在地	管理者
桜木水防倉庫	郡山市桜木二丁目8	郡山市
安積町水防倉庫	〃 安積一丁目38	〃
日和田町水防倉庫	〃 日和田町字広野入5-1	〃
郡山市水防センター	〃 富久山町久保田字中台12	〃

第2節 水防倉庫の資器材備蓄状況

1 備蓄資器材状況一覧

(1) 水防倉庫並びに備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄					
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	鋤簾 丁	掛矢 丁	とび口 丁
①	県中	逢瀬川	郡山市長	郡山市桜木二丁目8	6	3	6		5	
②	〃	笹原川	〃	〃 安積一丁目38	3	3	5		5	
③	〃	阿武隈川	〃	〃 日和田町字広野入5-1	8	4	1		5	
④	〃	阿武隈川	〃	〃 富久山町久保田字中台12	10	3	10		5	

(2) 仮水防倉庫並びに備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄					
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	鋤簾 丁	掛矢 丁	とび口 丁
①	県中	黒石川	郡山市長	郡山市中田町下枝字久保202	2	1	5		5	
②	〃	天神川	〃	〃 西田町三丁目字桜内259	2	1	3		5	
③	〃	逢瀬川	〃	〃 富久山町福原字泉崎181-1	1	3	3		5	
④	〃	谷田川	〃	〃 田村町岩作字穂多礼72	2	2	2		5	

(3) 県水防倉庫水防備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄					
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	鋤簾 丁	掛矢 丁	とび口 丁
①	県中	黒石川 外6河川	県中建設 事務所長	郡山市田村町岩作字穂多礼249-3地内	20		15		20	

器 材						備 蓄 資 材								照 明 器 具	拡 声 器	携 帯 無 線 機
スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	縄 巻	ビニルシート 枚	ロープ 巻	杭木 本	鉄線 kg	大型土のう袋			
30	5	5	2	5	5	500	100	20	75	25	300	20	60			
20	5	5	2	7	5	500	100	40	80		300	20	50		5	1
20	5	5	2	5	5	700		20	100	5	450	20	50		2	1
20	5	6	2	5	6	500	20	20	150	50	300	160	60			

器 材						備 蓄 資 材								照 明 器 具	拡 声 器	携 帯 無 線 機
スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	縄 巻	ビニルシート 枚	ロープ 巻	杭木 本	鉄線 kg	大型土のう袋			
20	5	5	1	6	5	500	0	20	70	1	300	20	50	1	1	1
20	5	5	1	5	8	500	540	20	60	15	300	20	50			1
20	5	5	1	5	5	500	1200	20	90	15	300	25	50			1
22	5	5	2	5	5	500	0	20	60		300	20	50	1	1	1

器 材						備 蓄 資 材								照 明 器 具	拡 声 器	携 帯 無 線 機
スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	縄 巻	ビニルシート 枚	ロープ 巻	杭木 本	鉄線 kg	大型土のう袋			
120	15	10	10	36	20	15,000		100	250	15	1,350	475	100	3	1	

第3節 緊急時の水防資器材調達

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省福島河川国道事務所郡山維持出張所長又は福島県県中建設事務所長に電話で承認を受けるものとする。

その他、使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資器材取扱業者と水防資器材調達について協議しておくものとする。

なお、水防実施区隊において現地状況の急変等により水防管理者に要請する時間的余裕がないときは、当該地区隊長は当該地域の業者等により調達するものとする。

この場合は事後において、その旨を水防管理者あてに報告するものとする。

調達可能水防資器材調書

	土のう袋	麻袋	玉縄	鉄線	杭木	ビニールシート	ロープ
数量	(枚) 20,000	(枚) 1,000	(巻) 50	(kg) 250	(本) 400	(枚) 500	(巻) 300
取扱業者名	ワタヤストーション こいせや商店	こいせや商店	こいせや商店	こいせや商店	郡司木材 笠原木材 古川材木店	トーアン	トーアン

第4節 輸送の確保

1 水防資器材の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。

2 水防資器材の輸送の際は、主に下記の道路を使用し、速やかな輸送を心がける。

なお、渋滞や浸水により通行が困難な場合はこの限りではない。

- ・一般国道・・・国道4号バイパス、国道49号、国道288号
- ・一般県道・・・須賀川二本松線、河内郡山線、田村安積線 等
- ・主要地方道・・・荒井郡山線、郡山停車場線、小野郡山線、二本松金屋線 等

緊急のため、運搬車両の不足が生じやむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合は警察署等に連絡応援を求めるものとする。